

公安委員会  
説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する  
開示請求の決定について  
(行政機関情報公開法関係)

平成25年6月6日  
国家公安委員会会務官

(略)

### 1 指定の確認の概要

平成25年4月11日に沖縄県公安委員会、同月18日に福岡県公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 旭琉會（主たる事務所:沖縄県、代表する者:富永清、構成員:約520人）
- (2) 五代目工藤會（主たる事務所:福岡県、代表する者:野村悟、構成員:約590人）

### 2 指定の要件に該当すると認める理由

#### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

##### ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日（平成22年6月26日）以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

##### イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

#### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部暴力団員数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

#### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

### 3 今後の予定

- (1) 6月6日 国家公安委員会による確認  
沖縄県及び福岡県の公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 6月20日 官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 6月26日 指定の効力発生

## 1 概要【全省庁共通】

- 行政事業レビューの取組の一環として、平成24年度に実施した事業のうち、事業規模が大きいもの、政策の優先度が高いもの等について、外部有識者6名による公開の場での点検を実施するもの。
- 外部有識者のうち3名は内閣官房行政改革推進本部事務局が選定し、その他の3名は各省庁が選定。
- 「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」又は「現状通り」のうち、原則として最も得票数の多い選択肢が評価結果となる。
- 公開性を担保するとともに、結果及び議事録を事後に公表。
- 各省庁の公開プロセス対象事業については、6月5日の第3回行政改革推進会議において報告。

## 2 対応方針

- 6月18日（火）午後、中央合同庁舎第2号館地下2階共用会議室において実施予定。
- 公開プロセス対象事業は以下の2事業。
  - ・ 都道府県警察施設の耐震改修（会計課）
  - ・ 交通安全施設（信号柱）の老朽化対策（交通規制課）
- ※ 昨年の公開プロセス対象事業
  - ・ ムーブメント信号制御方式による信号制御高度化モデル事業（交通規制課）
  - ・ インターネット・ホットライン業務（情報技術犯罪対策課）
  - ・ DNA型鑑定の実施（犯罪鑑識官）
- 各省庁選定に係る外部有識者3名については、警察庁会計業務検討会議の委員4名から選定。
- 一般人の傍聴を可能とすることで公開性を担保。

公安委員会

会社役員らによる犯人隠避事件の

平成25年6月6日

説明資料No. 4

検挙について

暴力団対策課

愛知県警察は、平成25年5月31日、甲 らを現職警察官脅迫事件(※)に係る犯人隠避事件で検挙した。

(※) 被疑者 甲 ほか2名は共謀の上、平成22年7月16日ころから同年8月10日ころまでの間、前後5回にわたり、名古屋市内等において、被害警察官の携帯電話及び自宅に電話を架け、同警察官に対し、「あなたを潰すことが決まりました。絶対にお前を潰してやるからな。」、「〇〇子ちゃんいるでしょ。どうなっても知らないよ。」などと申し向けて脅迫したとして、平成25年1月5日、愛知県警察において甲 らを逮捕した(現在公判中)。

## 1 被疑者

(1) 住居 名古屋市昭和区

職業

甲 (55歳)

(2) 住居 愛知県愛西市

職業

乙 (65歳)

(3) 住居 名古屋市天白区

職業

丙 (38歳)

## 2 事案概要

被疑者らは共謀の上、現職警察官に対する脅迫事件の実行犯であるAを逃走させて逮捕を免れさせる目的で、平成23年6月中旬ころから同年7月初旬ころにかけて、Aに対して他人名義の携帯電話と逃走資金数百万円を手渡すなどして、Aを隠避させたもの。

公安委員会	マネー・ローンダリング対策等	平成25年6月6日
説明資料No. 5	に関する懇談会について	犯罪収益移転防止管理官

## 1 概要

マネー・ローンダリングの手口や態様の高度化、FATFにおける第4次勧告の採択など、マネー・ローンダリングを取り巻く内外の情勢の変化を踏まえ、マネー・ローンダリング対策等に関わる新たな制度の検討が喫緊の課題となっている。

そこで、マネー・ローンダリング対策等について、幅広く検討を行うため、学識経験者や実務家等からなる懇談会を開催するもの。

## 2 委員（五十音順）

相澤	直樹	一般社団法人全国銀行協会業務部長
金子	正志	弁護士
釘宮	悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
小林	勇	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
櫻井	敬子	学習院大学法学部教授
安富	潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
吉野	直行	慶應義塾大学経済学部教授

※ 警察庁からは、組織犯罪対策部長以下が出席

※ 関係省庁からは、オブザーバーとして課長級職員等が出席

## 3 検討事項

- 顧客管理の強化
- 特定事業者による顧客及び取引のリスク評価に応じたリスクベース・アプローチの導入
- その他FATFへの対応

## 4 スケジュール

- 第1回会合を、6月12日（水）に開催
- 以後、順次開催し、11月を目途に議論の結果をとりまとめる予定

公安委員会

FATF対日審査フォローアップ

平成25年6月6日

説明資料No. 6

への対応（第6回報告）について

犯罪収益移転防止管理官

警備企画課

(略)